編集

令 和 三 年

)

H

三、

三月三十 — 日

曜 水

目

次

例

例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和三年三月三十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県条例第十七号

同条第六項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。 第五十一条の十五第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、 大分県税条例 大分県税条例の一部を改正する条例 (昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

和十二年度基準エネルギー消費効率」に、 和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、 第五十七条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ②中「令 「以上」を「に百分の六十五を乗じて得た数値以 「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令

上」に改め、同号イに次のように加える。

年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。 において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和」 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度

る。 「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加え 第五十七条第一項第一号ロ2中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

> 五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」 十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ中「第九 条の四第五項」を「第九条の四第六項」に改め、同号ホ②中「百分の百十」を「百分の百十 効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたも の次に次のように加える。 に改め、同号ニ②中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、 第五十七条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ②中「基準エネルギー消費 (以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百 同号ニを同号ホとし、 同号ハ

- 行規則第九条の四第四項に規定するもの 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- 三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成
- 十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- (2) 年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平 値以上であること。 成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各

改め、 の二第十七項」を「第九条の二第十九項」に改め、同号イ②中「令和二年度基準エネルギー イ⑴;中「第九条の二第十六項」を「第九条の二第十八項」に改め、同号イ⑴;中「第九条 消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に 第五十七条第一項第二号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第七項」に改め、同号 同号イに次のように加える。

- ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギ ー消費効率に百分の七十五」に改め、同号口に次のように加える。 第五十七条第一項第二号ロ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第八項」に改め、 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。 同号
- 第五十七条第一項第三号ニを削り、 エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。 同号ハ中「第九条の四第十項」を「第九条の四第十三

令和三年三月三十一日

を「第九条の四第十一項」に改め、同号イ(1);及び(i)を次のように改める。 の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「第九条の四第八項」とし、同号ロ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号ロ(2)中「百分とし、同号ロ中「第九条の二第二十五項」を「第九条の二第三十項」に改め、同号ハ(1);中「第九条の二第二十四項」を「第九条の二第二十九項」に改め、項」に改め、同号ハ(1);中「第九条の二第二十四項」を「第九条の二第二十九項」に改め、項」に改め、同号ハ(1);

- i 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- の十分の九を超えないこと。排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値は、平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の

とし、同号ハの前に次のように加える。 第五十七条第一項第三号イ②中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハ

- に規定するもの イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第九項
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十三項に規定きものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十二項で規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)は過程であること。
- じて得た数値以上であること。
 2 エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗
- ③ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- に規定するものに規定するもので施行規則第九条の四第十項ロー自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項
- じて得た数値以上であること。 2 エネルギー消費効率に百分の七十五を乗
- の」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号イ②中「平成第五十七条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用③ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。じて得た数値以上であること。

- | 率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。 | 二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効

- の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。 第五十七条第二項第一号ロを削り、同号ハ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ハとし、同号ニ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ハとし、同号ニュ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ハを同号ロと五項」に改め、同号ハ2中「百分の百十」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ロと五項」に改め、同号ハ2中「百分の百十」に改め、同号ハを同号ロと五項」に改め、同号ハを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。
- 第九条の四第十八項に規定するもの 一 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則
- イ次のいずれかに該当すること。
-)、これには「日本、大学では、「日本の、大学では、これのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の
- 七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 2 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十

- するものイー乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定
- い。 (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するこ
- て得た数値以上であること。

 ② エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じ
- ③ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

に改める。 に改める。 に改める。 に改め、同項の表を次のようを「第二項(第一号イ及びロ」に、「第九条の二第二十七項」を「第二項(第一号イ及びロ」に、「第九条の二第二十七項」を「第九条の二第三十二項」を「第二項(第一号イからハまで」に、「第二項(第一号イからハまで」等五十七条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項(第一

	て得た数値 で得た数値 で得た数値	効率 っ和二年度基準エネルギー消費	第二項第一号イ(3)
	消費効率に百分の百三十平成二十二年度基準エネルギー	費効率に百分の六十	第二項第一号イ(2)
	消費効率に百分の百五十平成二十二年度基準エネルギー	消費効率に百分の百二十平成二十七年度基準エネルギー	第一項第一号二(2)
	て得た数値 下機二十二年度基準エネルギー	効率	及びハ(2) 第一項第一号ロ(3)
	消費効率に百分の百六十二平成二十二年度基準エネルギー	費効率に百分の七十五令和十二年度基準エネルギー消	第一項第一号口(2)
	て得た数値 て得た数値 で得た数値	費効率」という。) サ効率」という。) サッキー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用 でもの(以下この条において適用 でもの(以下この条において適用 でものにおいて適用	第一項第一号イ(3)
¬ 111	第四項に規定する平成二十二年 第四項に規定する平成二十二年 を基準エネルギー消費効率(以 下この号及び次項第一号におい 下この号及び次項第一号におい で「平成二十二年度基準エネル	エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において 同令和十二年度基準エネルギー 「令和十二年度基準エネルギー 「令和十二年度基準エネルギー	第一項第一号イ(2)

	第二項第一号口(2)
消費効率に百分の百十五	平成二十七年度基準エネルギー
消費効率に百分の百四十四	平成二十二年度基準エネルギー

第五十七条に次の一項を加える。

5

第二項第一号イ	第一項第三号口(2)	第一項第三号イ(2)	第一項第二号口(2)	第一項第二号イ(2)	第一項第一号口(2)	第一項第一 号 (2)
令和十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の七十五令和十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の六十五令和十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の七十五令和十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の六十五令和十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の七十五令和十二年度基準エネルギー消	エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら用されるが、まるのでは、まれたもの(以下この条において高がする。)に百分のが、まないギー消費効率」という。)に百分の六十五
令和二年度基準エネルギー消費	効率に百分の百九	効率に百分の九十四	効率に百分の百九	効率に百分の九十四令和二年度基準エネルギー消費	効率に百分の百九令和二年度基準エネルギー消費	九十四 (3)に規定する令和二年度基準

付別第二十条の二第一頁及が第二十二条の五第一頁中「冷和三年三月三十一日」を第三号イ(2)、第二号ロ及び | 費効率に百分の六十 | 効率に百分の八十七

六年三月三十一日」に改める。 附則第二十条の二第一項及び第二十二条の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和

える。 「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加「若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に附則第二十二条の六の五中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に

2 第五十七条第一項第三号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第二十二条の七に5ず、自動車税の環境性能割を課さない。

ハ。れたときに限り、第五十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さなれたときに限り、第五十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さなは、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行わる。第五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対して

項」を加える。中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表附則第二十二条の六の六第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表

に改め、 第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第四条の十一第四項に規 条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車 八十三号) 二十二条の六の七第二 の七第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第 月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、 附則第二十二条の六の七第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」 第二条に規定する空港又は空港法施行令 同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三 第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五 一項に規定する路線バス等のうち、 「乗車定員三十人未満の附則第二十二条の六 (昭和三十一年政令第二百三十二号) 道路運送法(昭和二十六年法律第百 (昭和三十一年法律第 附則

> 中 和二年度」を「令和七年度」 四条の十一第五項」に改め、 の七第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、 一第六項」に、 定するものに限る。)にあつては八百万円とし、 「附則第四条の十一第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。 「令和二年度」を「令和七年度」に改め、 「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、 に改め、 同条第三項中「附則第四条の十一第五項」 同項第二号中「附則第四条の十一第四項」を 同項第二号中 乗車定員三十人未満の附則第二十二 「附則第四条の十一第六項」を を「附則第四条の十 同項第一号中「令 同項第一号 「附則第 一条の六

車両安定性制御装置、 う。)及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきも う。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の 安全性の向上を図るための装置 成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する 上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの(次項において「衝突被 前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項におい るもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一 は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十一項に規定す の装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又 おいて同じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降 する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで 置を備えるもの(同条第八項に規定するものに限る。 いて「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。 環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの 及び第六項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の のとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項 害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一条第一項の規定により平 て「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全 条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るため 六項において同じ。)が八トンを超え二十トン以下のトラック(施行規則附則第四条の十 十一第十項に規定するもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」とい 一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号に 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第 衝突被害軽減制動制御装置、 (以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」とい 車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装 のいずれにも適合するもののうち、)で初回新規登録を受けるものに対 (第六項にお

万円を控除して得た額」とする。に行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から五百二十五

報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、 重量が八トンを超えるトラック(施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自 自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、 第十九項」に改め、同項を同条第七項とする。 同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一 下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日)」を「令和五年三月三十一日」に改め、 十七項」に、「令和二年十月三十一日(バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以 を」を「側方衝突警報装置を」に、 動車を除く。)」に、 下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総 バス(同条第十六項に規定するものに限る。)(次号において「バス等」という。)」に改 十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中 第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三 「バス等」を「乗用車(施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。)又は 附則第二十二条の六の七第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該 同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以 「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、 「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第 「車線逸脱警報装置 「車線逸脱警

限り、 は、 は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に 項 新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又 ンピング車を除く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回 成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、当該自動車(自家用の乗用車及びキャ て「軽油自動車」という。)」を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平 に改め、同項第二号中「第五十七条第一項第三号に規定する軽油自動車 「平成三十年天然ガス車基準」という。)」を、 附則第二十二条の七第一項中「次項第一号及び次条第三項」及び「次項第二号及び次条第 (」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」 令和元年十月 |を「以下この条及び次条第三項」に、 当該自動車が平成三十一年四月一日 二年度分の自動車税の種別割に限り」 <u>日</u> 「第九条の二第二項に規定するもの」の下に「 から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合に を削り、 (自家用の乗用車及びキャンピング車にあつて 「施行規則附則第五条第二項(」を「同条第二 「この号」の下に 「第六十条の六の」を「同条の」に改 (第五項第二号において 「及び第五項第二号」を (次項第六号におい

加え、 り」を削り、 を加え、「、当該自動車 5 者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一 の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有 り、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。 第六号中「第五十七条第一項第三号イ⑴⑴に規定する」及び「同号イ⑴ⅲに規定する」を削 第二号」を「以下この条」に、 第五号を除く。)」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、 三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限 日 一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分 同号イ(1)i) に、 割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規 年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別 る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げ 六第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四 (自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日) から令和二年三月 次に掲げる自動車 同項第四号中 「第六十条の六の」を 「同条第一項第一号イ②」を「同号イ③」 「次項第一号」を「以下この条」に、 (自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。) に対する第六十条の (自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。) が平成三十年四月 「同条第一項第二号イ⑴!!」を「同号イ⑴!!」に改め、 「同条の」に改め、同条第四項中 「同条第一 に改め、 同条に次の二項を加える。 「第二項 項第一号イ(1) 同項第五号中「次項 (第四号及び (ii) を

- 電気自動率
- 定するもの定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年
- 二 第五十七条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度超えないものであつて、エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十七条第一項第一号イ②に規定する配えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十七条第一項第一号イ②に規定するに、の非出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸円 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十四 ガリコンロー

百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので起えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの又は窒素酸石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸石油がス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十五、石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十五、石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十五、石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十五、石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十五、石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る)の

ネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エ成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平

施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

6 次に掲げる字句とする。
 次に掲げる字句とする。

一項に規定するもの
・現立のである。
・ は、これのである。
・ は、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これので

二項に規定するもの 「項に規定するもの 「現に規定するもの 「現に規定するもの 「現に規定するもの 「現に規定するもの 「現に規定するもの 「の二分の一を超えないものとは窒素酸化物の排出量が平成十七年石がる窒素酸化物の値の二分の一を超えないものとは窒素酸化物の排出量が平成十七年石がる窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石がス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定

に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準

で施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

附則第二十七条に次の一項を加える。

のは「令和四年」とする。ついては、同条中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのいては、同条中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とある第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第七条の三の二の規定の適用に2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法

に、「第二十八条第一項」を「附則第二十八条第一項」に改める。
対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」コロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関にコロナウイルス属の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータ附則第二十八条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三附則第二十八条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三

則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する

(自動車税に関する経過措置)

例による。の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前のの種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税